

豊洲新市場への移転に伴う市場業者支援策

1 はじめに

豊洲新市場は、首都圏 3,300 万人の食生活を支える基幹市場として、50 年先まで見据えた施設の整備により、効率的な物流や高度な品質・衛生管理の実現に向けた対応を行い、産地や顧客・消費者のニーズに的確に応えた市場を目指している。

豊洲新市場では、平成 26 年度中の開場に向け、市場用地の購入や施設の設計のほか、平成 23 年 11 月より土壌汚染対策工事が始まった。

移転に向けた着実な歩みを進めていくうえでは、施設建設の進捗のみならず、市場運営の担い手となる市場業者の円滑な移転をサポートするための施策の充実が必要不可欠である。

都は、昨年 1 月に「豊洲新市場整備に伴う移転支援の基本的な考え方（以下、“基本的考え方”という。）」を策定した。これは、業界団体や市場業者との面談を通して、それぞれの経営の実態を把握するとともに、移転に関する不安や課題、意見や要望を踏まえて支援策の検討方針を定めたものである。

平成 23 年度においては、この基本的考え方を基に業界団体や市場業者との意見交換や個別面談を実施し、市場業者が抱える資金面・事業面など様々な要望を聴取した。

このような経緯を十分に踏まえ、市場業者が移転の準備から移転時、そして移転後に至るそれぞれの段階に合わせた適切な支援策の具体的なメニューを策定し、公表する。

今後、それぞれの支援を実施していくことにより、市場業者の円滑な移転を着実に進めていく。

2 市場業者が抱える課題と要望

都は、基本的考え方の公表後、業界団体や個々の市場業者との意見交換や個別面談を平成 23 年 1 月より実施した。その中では、市場業者の移転に向けた不安や課題、支援に係る要望のほか、3 月 11 日に発生した東日本大震災により経営環境の悪化が深刻になっている実態が伺えた。

こうした意見の聴取を通し、移転を控えた現在における市場業者の課

題と要望を以下のとおり整理した。

- (1) 豊洲新市場における事業展開のイメージを具体的に持つことができない。そのため、施設内容やランニングコストのほか、建設スケジュールとその進捗状況など、移転先に係るあらゆる情報を迅速かつ分かりやすく提供してほしい。
- (2) 顧客の減少や売上の低迷などによる経営の悪化が深刻であり、移転に伴う資金需要のみならず、移転前後の経営を安定させる資金需要にも応える支援をしてほしい。
- (3) 移転に伴う資金需要だけでなく、後継者不足などによる事業継続の不安や新市場での事業展開の不安など、今後の事業継続に対する課題にも対応する総合的な経営相談の充実を図ってほしい。
- (4) 個々の業態によって抱える課題も様々であるため、それぞれの業態にあった支援をしてほしい。また、業界団体が移転を機に、その構成員とともに取り組む新規事業などの展開にも支援してほしい。
- (5) 移転に伴う様々な課題に対応するため、中央卸売市場にとどまらず、都の関係各局と連携して一体的な支援をしてほしい。
- (6) 移転の準備期間から移転後までを、継続的に支援してほしい。

3 支援の内容と策定に向けた考え方

豊洲新市場に移転する市場業者及び業界団体が抱える不安や課題を解消し、円滑な移転を行うため、昨年1月に公表した基本的考え方と市場業者からの要望を踏まえ、支援内容を策定した。なお、今後、支援内容の詳細や実施時期をそれぞれ提示していく。

(1) 移転に係る情報提供、経営相談などを通じた経営安定化のための支援

市場業者とのコミュニケーションの充実と移転機運の醸成を図り、また、積極的な情報提供や経営相談を通して、市場業者の今後の事業展開

に係る不安を解消させるため、以下の施策を実施する。

① 広報媒体を活用した情報提供

(内 容)：豊洲新市場建設事業の内容や工事等の進捗状況などを定期刊行物として発行し、市場業者に対して情報提供を行う。

(対 象 者)：市場業者全般

(実施時期)：平成 24 年度から実施

② モデル店舗の設置

(内 容)：施設内容に係る情報提供としてモデル店舗を設置する。

(対 象 者)：水産・青果仲卸業者

(実施時期)：水産は平成 23 年度中に設置
青果は 24 年度に設置予定

③ 経営相談機会の充実

(内 容)：個々の市場業者が抱える移転に伴う経営上の課題を解決するため、平成 22 年 11 月に開設した『豊洲移転サポート相談室』における相談に加え、仲卸業者の検査などを通じて経営相談の機会を提供するなど、相談体制の強化を図る。

(対 象 者)：仲卸業者・関連事業者

(実施時期)：平成 24 年度から実施

(2) 制度融資を利用する市場業者、あるいは利用しない市場業者のそれぞれの資金需要に対する支援

移転の準備段階から移転後に至るまでの様々な資金需要に応え、経営的側面から市場業者の円滑な移転を支援するため、以下の施策を実施する。

① 運転資金への支援（経営安定化資金）

(内 容)：豊洲新市場に移転する市場業者に対して、経営の安定化を進めるために、移転前から移転後までの一定期間、都が紹介する経営安定化資金（都産業労働局及び日本政策金融公庫の資金メニュー）を利用した

場合、その利子を補給する。利子補給率等の詳細については、今後策定する補助要綱（仮）において定める。

(対象者)：仲卸業者・関連事業者

(実施時期)：平成24年度から実施

② 移転資金への支援

I 制度融資の利用

(内容)：都が紹介する制度融資等を利用して移転資金を調達した市場業者に対して、その借入期間に支払う利子負担などを軽減するための支援を実施する。支援の詳細については、今後の金融動向及び経営安定化資金の利用状況を鑑み検討する。

(対象者)：制度融資の対象となる仲卸業者・関連事業者及び業界団体

(実施時期)：平成26年度

II 市場独自の融資など

(内容)：制度融資等を利用しない市場業者に対して、都が独自に資金供給する制度については、個々の市場業者に対するヒアリングや業界団体との意見交換を踏まえ、市場業者及び業界団体の財政状況や要望にも配慮し、業態ごとに異なる資金需要に答えられるよう検討を行う。

また、制度融資等の対象とならない市場業者が移転資金を調達した場合については、その負担を軽減するための検討を行う。

(対象者)：卸売業者・仲卸業者・関連事業者・売買参加者・買出人及び業界団体など

(実施時期)：平成26年度

③ 新たなチャレンジへの支援（新規事業資金）

(内容)：移転後、都が紹介する制度融資等を利用して新たな事業展開（加工・パッケージや配送機能の強化、人材育成など）に必要な資金を調達した市場業者に対

して、その借入期間に支払う利子負担などを軽減するための支援を実施する。支援の具体的内容は、今後の金融動向などを鑑み新規事業の展開に寄与するよう検討する。

(対象者)：仲卸業者・関連事業者

(実施時期)：移転後一定期間

(3) 業界団体が組合員のために行う移転対策事業に対する支援

業態ごとに異なる業界団体の移転に係る課題（自主的な基盤強化、共同利用施設の設置など）の解消や新規事業へのチャレンジにより、その構成員も含めた業界全体の活性化に向けた取組みを支援し、新市場において活力ある事業展開が図れるよう、以下の施策を実施する。

① 業界団体の自主的事業への支援

(内容)：業界団体が構成員のために行う移転対策事業について、その事業資金を都が貸し付けるなど、実施に向けた支援を行う。また、平成 24 年より業界団体において、移転対策事業の立案・検討に対する支援を実施する。貸付は団体が行う事業の具体的内容を精査し、決定するものとする。

(対象者)：市場業者で構成される業界団体及び、業界団体で構成される市場内の団体

(実施時期)：検討支援は平成 24 年度以降実施

貸付は平成 26 年度に実施

(4) 事業者が移転にあたって行う環境、省エネ等への取組みに対する支援

豊洲新市場における環境負荷低減の推進や什器備品の施設適合を図るため、以下の施策を実施する。

① 環境・省エネ促進事業に対する補助

(内容)：豊洲新市場では総合的な環境負荷低減に努める必要があり、市場業者及び施設使用者が移転に伴い、環境配慮や省エネを促進する什器備品等を買換えや新規リースにより取得した場合、その費用の一部

を補助する。補助対象の選定や補助内容については、今後検討する。

(対象者)：卸売業者・仲卸業者・関連事業者・売買参加者・買出人及び業界団体など

(実施時期)：平成 26 年度

(5) 関係各局と連携した支援

市場業者や利用者にとって魅力ある市場づくりの実現に向けて、都の各局と連携して移転事業をサポートする。このため、以下の施策の活用を図るとともに、その他のメニューの活用についても検討を行う。

① 市場業者に対する中小企業振興の事業の利用促進

(内容)：市場業者の経営活性化を図るため、産業労働局で実施している中小企業振興の事業について、事業の周知など利用促進に向けた働きかけを行う。

<事業の具体例>

- ・展示会等出展支援事業
- ・企業のグループ化を図る事業計画等の策定支援
- ・中小企業振興公社によるワンストップ総合相談
- ・中小企業設備リース事業

(対象者)：仲卸業者・関連事業者・売買参加者・買出人及び業界団体

(実施時期)：平成 24 年度より

② 豊洲新市場へのアクセス網の充実

(内容)：都バスの既存路線の延伸等により、豊洲新市場へのアクセスを充実させ、市場業者及び利用者の利便性の向上に努める。

(対象者)：市場業者全般・市場利用者

(実施時期)：平成 26 年度の開場に合わせて実施

4 今後の対応

それぞれの支援内容の実施に向け、引き続き業界団体との意見交換などを通して、支援策の詳細な内容を確定し、公表する。

なかでも、支援に要する資金需要については、豊洲新市場の施設内容等を踏まえ、個々の市場業者に資金需要調査を実施するなどして具体的な内容を精査し、確定する。

なお、今後も業界団体及び個々の市場業者から様々な場面で支援内容に係る要望等を聴取するとともに、関係各局とも連携し、より一層の支援策の充実に努める。